平成２６年（フ）第２５９号
神奈川県茅ヶ崎市平和町12番30号　メゾンロワール茅ヶ崎202号室
債務者　田中ゆうに
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３０号
横浜市中区日ノ出町１丁目10番地　板垣荘１Ｆ６号
債務者　間中　信治
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８０号
横浜市中区日ノ出町２丁目110番地１　ミオカステーロ横濱南アビターレ207号室
債務者　平木　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目33番地　市営渋谷ケ原住宅Ｂ号棟204号
債務者　高橋はま子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０号
北海道旭川市春光７条７丁目５番22号　ソシアＡ203号室
債務者　村角　和恵
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
釧路市暁町７番18号
債務者　惣名　清美
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後３時
釧路地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２３号
茨城県つくばみらい市絹の台５丁目13番地キヤビンハウス９、前の住所茨城県つくばみらい市絹の台５丁目６番地２
破産者　吉岡　雄二
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７５号
北海道旭川市川端町４条８丁目３番13号　ペンギン村Ｃ室
破産者　内山　尚之
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５８号
静岡市駿河区西脇1320番地　西脇ハイツ403号
破産者　青木　　愛
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７２号
静岡市駿河区中島2862番地の４　中島団地Ｓ42―204号
破産者　山梨　豊実
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６１号
愛知県知多郡武豊町字砂川２丁目47番地６、従前の住所愛知県知多郡武豊町字塩田１番地14　ディマーネ知多439号
破産者　榊原　　至
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２２号
名古屋市名東区本郷３丁目164番地　グローリアス本郷101号
破産者　村田　美鈴
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７８号
名古屋市東区豊前町２丁目68番地の２　ユニバースビル６Ｂ号
破産者　山村　　毅
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４４号
名古屋市北区安井４丁目８番18号、従前の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸18番地５
破産者　髙峯　洋信
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１１号
名古屋市熱田区野立町２丁目53番地
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５１号
名古屋市昭和区山里町74番地　八事パークマンション1115号
破産者　長野　大作
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部